

2年 小型車両系建設 機械運転特別講習

発行

4

2024年5月

5月8-9日の2日間、小型車両系建設機械運転特別講習に2年生の皆さんが参加してきました。

車両系建設機械とは…

- ①整地・運搬・積込み用（トラクターショベルなど）
- ②掘削用機械（ドラグショベルなど）
- ③基礎工事用機械（くい打機、くい抜機など）
- ④締固め用機械（ローラー）
- ⑤コンクリート用打設用機械（コンクリートポンプ車）
- ⑥解体用機械（ブレーカーなど）

に分類されており、事業者は、これらの機械のうち①と②で機体質量が3トン未満の小型車両系建設機械（整地等）の運転業務に就かせる労働者に対し、特別教育の実施が義務付けられています。

本学科では関連企業への進路に向けて、または3年生での庭園施工に向けて、全員が2年生で受講・習得し法令や安全面について理解を深めています。



「運転めっちゃ楽しい(;^ω^)」 「また運転してみたい」との声も多数!!

慣れない操作に戸惑うこともありましたが、無事全員合格🎉 これからの実習でいき
てくる技術であってほしいです。2日間お疲れ様でした。